

令和8年度教育学部後援会総会次第

議 事

- | | | |
|-------|----------------------------|----------|
| 第1号議案 | 令和7年度事業報告について | P. 1～4 |
| 第2号議案 | 令和7年度決算報告書並びに同監査報告について | P. 5～6 |
| 第3号議案 | 令和8年度事業計画並びに同予算（案）について | P. 7～8 |
| 第4号議案 | 令和8年度役員改選（案）について | P. 9 |
| 第5号議案 | 後援会運営に関する課題と改善策について | P. 10 |
| | ○宮崎大学教育学部後援会規約の一部改正（案）について | P. 11～16 |

(第1号議案)

令和7年度事業報告

1. 就職対策事業

(1) 教員採用関係講座(面接論文指導、パワーアップ集中セミナー等)

- ・ 教師力向上講座 R7.7月 計27コマ
- ・ 木犀会(教育学部同窓会)による二次対策講座 R7.7.15 全日
- ・ 外部講師井之上先生による教採対策講座 R7.4月～R7.8月 R7.11～R8.3月 計89コマ
- ・ 協同出版(株)のオンデマンド形式教採対策講座 R7.10月～R8年5月迄の予定8コマ
- ・ 本学教員による教職対策講座(1次試験) R7.11月～R8.1月 計11コマ
- ・ 教職パワーアップ集中セミナー R7.10.29 R7.11.12 計2回

(2) 就職関係情報収集(県内外自治体の教員採用情報収集等)

(3) その他就職に係るもの(教科書・指導書の購入)

2. 福利厚生事業

- (1) 卒業・修了祝賀会 R8.3.23
- (2) 教育実習に係るバス代の補助
- (3) その他

3. 会務関係事業

- (1) 総会案内、会費納入手続事務、督促事務、役員会事務、経理事務等
- (2) その他

事業報告①：教員採用関係講座

教職パワーアップ集中セミナー (R7.10.29・R7.11.12実施)



教員採用試験に合格した4年生を講師に招き、教職パワーアップ集中セミナーを平日2日間に分けて開催しました。(令和7年度参加者40名)

合格した4年生による講話や面接・模擬授業のシミュレーション、グループワーク等を実施しました。例年、合格した4年生による指導は大変好評で、これから採用試験の勉強を始める3年生のモチベーションアップに繋がっています。

事業報告②：教科書・指導書の購入



学生の教員就職支援の一環として、宮崎市の公立学校で使用している教科書、指導書を購入しました。教育実習や教員採用選考試験の模擬授業の準備等で幅広く活用する機会が多くあります。学年問わず気軽に閲覧や印刷等も可能で、閲覧・印刷に来る学生も多く、学生が教科書・指導書を活用できるよう充実した支援を行っています。

事業報告③：卒業式・修了式（3月23日）



後援会会長挨拶



木犀大賞授賞式



卒業生・修了生代表挨拶



食事を楽しむ卒業生

3月23日にフェニックスシーガイアで卒業式・修了式が開催されました。学部生125名が卒業、大学院生16名が修了しました。

本年度も後援会よりご支援を賜り、祝賀会を開催することができました。厚く御礼申し上げます。

祝賀会では、後援会会長にもご出席いただき、卒業生・修了生へはなむけの言葉を贈っていただきました。

今年度は、学部3名、大学院2名による代表挨拶がありましたが、祝賀会開催へのお礼と、大学生活を支えていただいたご家族、友人、教員、スタッフへの感謝を述べていました。

ほとんどの卒業生・修了生が参加し、今までの感謝や4月からの未来に向けての決意にあふれる、素敵な式典となりました。

令和7年度決算報告書

収入決算額	5,978,840
支出決算額	2,249,878
差引残高	3,728,962

〈収入の部〉

区 分	予 算 額(円)	決 算 額(円)	差引過不足(円)	備 考
正会員会費	3,000,000	1,750,000	-1,250,000	20,000円×80(/151)人 10,000円×15(/21)人
前年度未納者	330,000	140,000	-190,000	20,000円×6(/66)人 10,000円×2(/12)人
前年度繰越額	3,982,753	3,982,753	0	
雑収入	0	6,087	6,087	受取利息6,087円
	0	100,000	100,000	木犀会100,000円
合 計	7,312,753	5,978,840	-1,333,913	

〈支出の部〉

区 分	予 算 額(円)	決 算 額(円)	差引過不足(円)	備 考
事業費	2,800,000	2,165,648	634,352	
1. 就職対策費	900,000	731,498	168,502	
		683,578		採用試験対策
		47,920		パワーアップ集中セミナー
2. 福利厚生費	1,900,000	1,434,150	465,850	
		460,000		バス代補助
		974,150		祝賀会費用
会議費	120,000	65,200	54,800	
		4,000		会議費
		61,200		理事会会議費
事務費	200,000	19,030	180,970	
予備費	4,192,753		4,192,753	
合 計	7,312,753	2,249,878	5,062,875	

令和7年度教育学部後援会の決算監査について

令和7年度宮崎大学教育学部後援会における決算を監査いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の概要

(1) 監査を実施した日

令和8年3月17日 元田 正幸、中原 章雄

(2) 会長から監査に付された決算が、適正に執行されているか否かについて、預金通帳、会計帳票、証拠書類等との照合確認及び必要と認められる監査を実施した。

2. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、決算に影響するような事項はなく適正なものと認めた。

(2) 収入会費は、予算額3,000千円に対し収入済額1,750千円、収入未済額1,250千円である。このうち、学部新入生の納入率は約53.0%で、前年度に比べ3%減少した。入学時の経済的負担が大きいことや後援会への関心・理解が薄れてきていることが納入率低下の大きな要因となっているが、昨年度に引き続き、8月にも入会の案内を送付する取組を実施したが納入率の上昇にはあまり影響しなかったと考えられる。未納者に対しては、引き続き督促を行うとともに、後援会の趣旨に賛同していただけるようより一層努力し、納入率の増加に努められたい。

(3) 支出の部について、収入決算額約5,978千円に対し、支出決算額約2,228千円、差引残高約3,750千円で、執行率は約37.3%、前年度に比べ0.8%増であった。

収入減が続く中、これまでの事業が縮小されないよう尽力されていること、また、納入率増加に向けた対策を新たに講じられたことは評価したい。今後も、納入率増加に向けた対策を講じるとともに、後援会費をより有効活用した事業が展開されることを要望する。

令和8年3月17日

監査

中原 章雄

監査

元田 正幸

(第3号議案)

令和8年度事業計画（案）

1. 就職対策事業

- (1) 教員採用関係講座（面接論文指導、パワーアップ集中セミナー等）
 - ・教師力向上講座
 - ・木犀会(教育学部同窓会)による二次対策講座
 - ・外部講師井之上先生による教採対策講座
 - ・協同出版(株)のオンデマンド形式教採対策講座
 - ・本学教員による教職対策講座(1次試験)
 - ・教職パワーアップ集中セミナー
- (2) 就職関係情報収集（県内外自治体の教員採用情報収集等）
- (3) その他就職に係るもの（教科書・指導書の購入）

2. 福利厚生事業

- (1) 卒業・修了祝賀会
- (2) 実験・実習系科目の実習費の補助
- (3) その他

3. 会務関係事業

- (1) 総会案内、会費納入手続事務、督促事務、役員会事務、経理事務等
- (2) その他

(第3号議案)

令和8年度予算(案)

〈収入の部〉

区 分	金 額(円)	備 考
正会員会費	2,800,000	学部1年生@20,000×140人=2,800,000円
	200,000	大学院1年生 @10,000×20人= 200,000円
前年度未納者	140,000	令和7年度実績を反映 学部学生 @20,000×6人=120,000円 大学院生 @10,000×2人=20,000円
前年度繰越額	3,728,962	
雑収入	0	
合 計	6,868,962	

〈支出の部〉

区 分	金 額(円)	備 考
事業費	2,800,000	
┌ 1. 就職対策費	900,000	教員採用試験、就職関係情報収集等
		合宿研修、その他
└ 2. 福利厚生費	1,900,000	実験・実習系科目の実習費の補助
		大学祭補助
		卒業・修了祝賀会、その他
会議費	120,000	保護者懇談会、総会費、役員会費、交通費
事務費	200,000	印刷費、通信費、消耗品費、その他
予備費	3,748,962	
合 計	6,868,962	

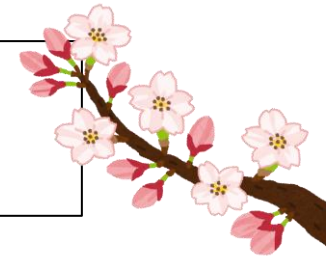
(第4号議案)

令和8年度宮崎大学教育学部後援会役員名簿(案)

	役職名	氏名	備考
1	会長	後藤 秀一	小主4 (新規)
2	副会長	橋口 ゆう子	中主4 (継続)
3	副会長	森 春美	小主3 (常任理事→副会長) (継続)
4	常任理事	伊藤 由美	中主4 (継続)
5	常任理事	安藤 秀一朗	子ども理解3 (新規)
6	常任理事	原 典子	事務長
7	理事	元田 正幸	大学院2 (監査→理事) (継続)
8	監査	根井 辰也	教職実践3 (新規)
9	監査	中原 章雄	特支3 (継続)
10	顧問	戸ヶ崎 泰子	学部長・研究科長

幹事(庶務) 田中 恵美 教育学部
" 高野 那月 "
幹事(会計) 甲斐 千尋 "

宮崎大学教育学部後援会について



後援会の目的：学部及び研究科における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学生の福利厚生を図ること

後援会の組織：正会員（学生の保護者）、特別会員（学部等に在職する教職員）、賛助会員（本会の趣旨に賛同する者）

主なスケジュール：4月 総会（予算・役員等の決議）、3月 会計監査及び理事会（総会付議事項の策定）

▼現状の課題

- ① 規約に基づき、年度初め（4月入学式会場にて）に後援会総会を開催し事業計画等を決議いただいているが、新入生向けの保護者説明会終了後の開催となるため、出席者のほぼ全員が新入生の保護者であり、さらに、総会開始前に退室される保護者も多い。よって、後援会活動について知見のない少数の会員に、議案の審議・決議を委ねている状況である。
- ② 総会の参加者が少数であるため、後援会についての認知度が高まらず会費納入率が低い状況である。
- ③ 4月総会に合わせて、3月末に理事会を実施するため、会計監査も3月末に実施となるが、支出予定を含めた監査となってしまう状況である。

▼対処案

- ① 総会にできるだけ多くの保護者に出席いただけるよう、全ての保護者を対象とする「保護者懇談会（毎年11月開催）」と同日開催とする。
- ② ①のとおり多数の出席が見込める11月に開催し、後援会活動報告を行うことで活動への理解を促したうえで、会費納入案内を行う。
- ③ 事業年度（4～3月）終了後に会計監査を実施できるようスケジュールを見直す。

▼対処案の課題

- ① 総会を11月開催とすることで、2年生以上の会員も含めた多数出席のもとで議案の審議・決議が可能となるが、議決時期及び活動開始時期が年度の遅い時期になってしまう。

↓

総会は多数の参加者が見込める11月に実施したいが、事業計画等の決議は年度初めに行いたい。

↓

総会の議決権を理事会に委譲し、年度初めに理事会を開催、事業計画等の議決を行うこととしてはどうか。

▼課題解決のための提案（規約改正案に反映し書面にて総会に提案）

【総会から理事会へ、議決権を委譲】 事業計画・予算案・役員名簿等の議決権を、総会から理事会へ委譲。理事会は、各種決議のため年度初めに開催、また、次年度の役員決定のため11月（「保護者懇談会」と同日の総会前）にも開催

【総会の開催時期】 「保護者懇談会」と同日に総会を開催し、理事会報告及び活動報告を行うとともに、意見集約を行いその後の運営に反映

【役員任期を2年(再任可)へ変更】 現在1年（再任可）であるが、全ての役員が一時に交代することで、運営の改善サイクルが途絶えてしまうことを回避

主なスケジュール案： 5月会計監査、6月理事会（事業計画・予算案等の決議）、11月理事会（次年度役員決定）、11月総会（理事会報告・事業活動報告・会費納入案内・意見集約）



(第5号議案)

○宮崎大学教育学部後援会規約（平成3年4月11日制定）の一部改正

1 改正理由 組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

(下線の部分は改正部分)

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(役員の選出)</p> <p>第7条 役員の選出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長・副会長並びに監査は、<u>理事会</u>において、正会員の中から選出する。</p> <p>(2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。</p> <p>(3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。</p> <p>(4) 幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>(5) 顧問は、教育学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は、第5条第6号の役員を除き、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。<u>また、最終学年に在籍する学生にかかる役員の任期は、1年とする。</u></p> <p><u>(理事会)</u></p> <p>第9条 本会に理事会を置き、理事会は年度初め及び保護者懇談会と同日の年2回開催するものとし、次の事項を審議決定する。</p> <p><u>(1) 役員の選出に関する事項</u></p> <p><u>(2) 会務の執行に関する事項</u></p> <p><u>(3) 事業計画・予算・決算の決定に関する事項</u></p> <p><u>(4) その他理事会において必要と認められる事項</u></p> <p><u>(議決)</u></p> <p>第10条 理事会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席役員の過半数をもって決する。</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(役員の選出)</p> <p>第7条 役員の選出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長・副会長並びに監査は、<u>総会</u>において、正会員の中から選出する。</p> <p>(2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。</p> <p>(3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。</p> <p>(4) 幹事は、会長が委嘱する。</p> <p>(5) 顧問は、教育学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は、第5条第6号の役員を除き、<u>1年</u>とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

(総会)

第11条 総会は原則、毎年度、保護者懇談会と同日に開くものとし、理事会報告及び活動報告等を行う。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

2 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとし、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(削除)

(削除)

(経費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。会費は、正会員1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(削除)

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(定例会及び臨時会)

第9条 本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

(議決)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関すること。

(2) 会務の執行に関すること。

(3) その他理事会において必要と認める事項

(経費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。会費は、正会員1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(雑則)

第14条 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。

3	施行日	令和8年4月1日
---	-----	----------

4	参考資料等	なし
---	-------	----

宮崎大学教育学部後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、宮崎大学教育学部後援会と称し、事務所を宮崎大学教育学部内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、宮崎大学教育学部及び宮崎大学大学院教育学研究科（以下「学部等」という。）における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学部等学生の福利厚生を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学部等教育事業の後援
- (2) 学部等学生の就職に関する後援
- (3) 学部等学生の福利厚生
- (4) 学部等と家庭との連絡
- (5) その他必要と認める事項

(組 織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 特別会員 学部に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名（内3名は常任理事とする。）
- (4) 監 査 2名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 顧 問 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長と共に理事会を組織する。
- (4) 常任理事は、臨時的、緊急的会務を執行する。
- (5) 監査は、会計監査に当たる。
- (6) 幹事は、庶務・会計の事務に当たる。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長並びに監査は、**理事会総会**において、正会員の中から選出する。
- (2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、教育学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、第5条第6号の役員を除き、**2年1年**とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員任期は、前任者の残任期間とする。**また、最終学年に在籍する学生にかかる役員任期は、1年とする。**

(理事会)

第9条 本会に理事会を置き、理事会は年度初め及び保護者懇談会と同日の年2回開催するものとし、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員選出に関する事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) 事業計画・予算・決算の決定に関する事項
- (4) その他理事会において必要と認められる事項

(議決)

第10条 理事会は、役員3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席役員過半数をもって決する。

(総会定例会及び臨時会)

第11条 ~~9~~ 総会は原則、毎年度、保護者懇談会と同日に開くものとし、理事会報告及び活動報告等を行う。~~本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。~~

2 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとし、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

~~(議決)~~

~~第10条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。~~

~~(理事会)~~

~~第11条 理事会は、次の事項を審議決定する。~~

- ~~(1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関すること。~~
- ~~(2) 会務の執行に関すること。~~
- ~~(3) その他理事会において必要と認める事項~~

(経費)

第12条 本会の必要経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は、正会員

1人につき年額5,000円とし、入学時に、学部学生は4年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

~~—(雑則)—~~

~~第14条 本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。~~

附 則

1 この規約は、平成3年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月3日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和8年4月 日から施行する。